

農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業

第 1 目的

担い手への農地の集積・集約化を促進するに当たって、農業委員会が管内の農地等の所有者等に対して、規模縮小、規模拡大等に関する意向等を迅速に把握するとともに、当該情報を速やかに市町村、農地中間管理機構等の関係機関と共有するための業務を円滑に遂行できるようにする必要があることから、次の事業に必要な経費を支援します。

第 2 事業の内容

農業委員及び農地利用最適化推進委員が利用するタブレット端末の購入に必要な経費を支援します。

第 3 事業実施における留意事項

1 タブレット端末の調達方法

- (1) タブレット端末の調達に当たっては、全国農業委員会ネットワーク機構が、事業実施主体が購入するタブレット端末の台数を把握した上で、一括して調達を行うものとします。なお、全国農業委員会ネットワーク機構は、調達に当たり、2の規定に留意した上で、仕様書の案を作成し、その内容について、事前に農林水産省と協議を行うものとします。
- (2) 事業実施主体は、(1)による全国農業委員会ネットワーク機構による一括調達の方法により、タブレット端末を購入するものとします。

2 タブレット端末の導入の要件

全国農業委員会ネットワーク機構は、タブレット端末の調達に当たっては、以下の事項を満たすものとなるよう留意するものとします。

- (1) 耐用年数、経済耐用年数が十分にあること。
- (2) 端末管理ツール (MDM) を導入すること。
- (3) その他農林水産省と協議した事項。

第 4 事業に要する経費の使途

事業に要する経費の使途は、別表 2 の 7 に掲げる内容とします。

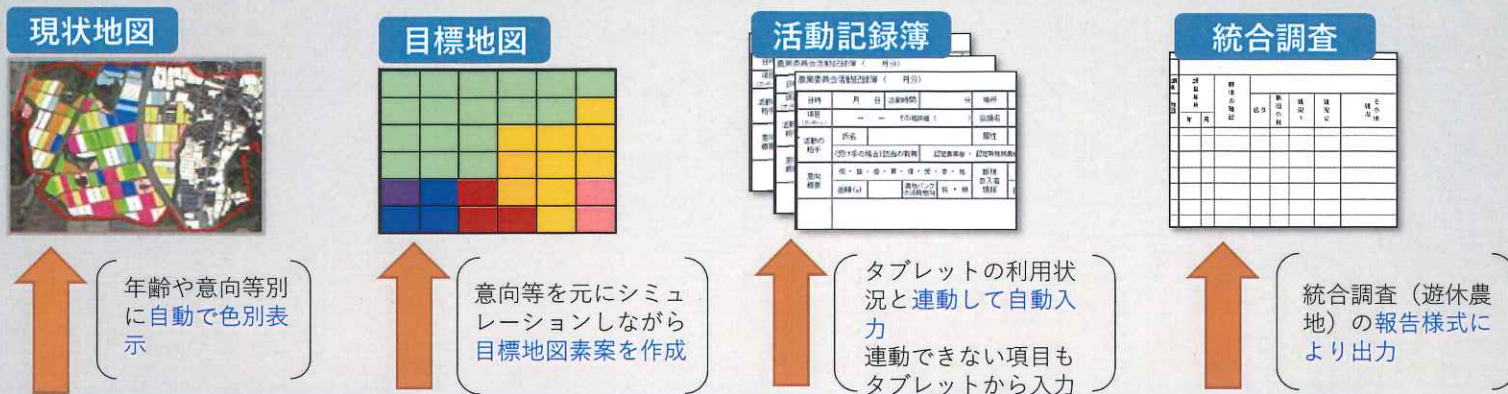
第 5 個人情報の安全管理について

事業実施主体は、タブレット端末自体が個人情報を収集、保管する機器となることを十分に認識し、遺失、破損等を防ぐ措置を講じるように努めてください。

農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業について

～タブレットの活用について～

資料 1 - 2



農業委員会サポートシステム (農地台帳の管理等を行うためのシステム)

主な機能

- ・ 農地台帳の情報を更新
- ・ 活動記録簿の作成
- ・ 出し手・受け手の意向情報の入力・共有
- ・ 各種調査の報告書作成等
- ・ 現状地図・目標地図素案の作成

